

会議の内容

1	会 議 名	平成23年度第3回習志野市福祉問題審議会
2	開 催 日 時	平成24年3月22日（木） 午前11時00分から12時05分
3	開 催 場 所	市本庁舎 5階AB会議室
4	出 席 者	<p>審議会委員：海寶委員（会長）、堀部委員（副会長）、高橋委員、田所委員、山田委員、加藤委員、池田委員</p> <p>市側（事務局）：山下保健福祉部長、加藤こども部長、染谷こども部参事、眞殿次長、市瀬保健福祉部副参事、江川こども政策課長、和田子育て支援課長 他</p> <p>傍聴者：なし</p>
5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>【議題】</p> <p>諮問事項</p> <p>1 子どもの医療費等助成事業の入院分助成年齢の拡大について</p> <p>報告事項</p> <p>1 平成24年度予算主要事業等について（保健福祉部）</p> <p>2 平成24年度予算主要事業等について（こども部）</p> <p>3 ひとり親家庭自立支援給付金事業の支給期間及び支給額の改正について（こども部）</p> <p>4 平成24年度保健福祉部における機構改革について（保健福祉部）</p> <p>【会議の概要】</p> <p>1 市長挨拶</p> <p>習志野市長の宮本泰介です。</p> <p>本日は公私ともにお忙しい中を福祉問題審議会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>3月11日に発生いたしました東日本大震災から1年が経ちました。今年の3月11日には市内各所にて様々な復興復旧に関するイベントと震災を忘れないという取り組みがなされたところでございます。習志野市内は皆様ご存じのとおり国道14号以南を中心といたしまして、未だに被害の爪痕が色濃く残っている</p>

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>所でございます。習志野市としては復興復旧を第1に考えております。そしてこれまでの不況に重なった形でより財政状況等厳しくなっているところではございますが、希望を見失わないようにしっかりと習志野市一丸となって夢のあるまちづくりをどのような形で実現できるのかについて、色々な角度で検討して前に進んでいるところでございます。この平成24年度が4月から始まりますが議会も予算委員会が終わりまして今のところ順調に推移しているところでございます。24年度がそのような状況の中積極的な予算編成をさせていただきました。皆様方には様々な場面でまたご協力をいただきたいと思います。</p> <p>今回は諮問事項1件と報告事項4件について、皆様にご審議をいただくこととなっております。諮問事項につきましては、子どもの医療費等助成事業の入院分助成年齢の拡大についてでございます。平成24年12月から千葉県の子ども医療費助成事業における入院の補助対象年齢が中学校3年生まで拡大されることに伴い本市においても同様に拡大し保護者の経済的負担の軽減、子育て支援の推進を図ってまいるという内容でございます。他報告事項4件につきましては、後ほど詳しく事務局よりご説明いたしますので諮問事項とあわせましてご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>諮問事項1 子どもの医療費等助成事業の入院分助成年齢の拡大について</p> <p>事務局（こども部長）</p> <p>本市の子ども医療費助成につきましては、現在0歳から小学校3年生までの入院、通院並びに小学校4年生から6年生までの入院を助成しております。所得制限は設けておりませんが、市民税所得割世帯については自己負担金として入院1日、通院1回につき300円のご負担をしていただいております。本制度は千葉県の補助金等を活用して実施しているところであり、県の補助対象年齢が入院通院ともに0歳から小学校3年生となっておりますが、平成24年2月7日の千葉県知事定例記者会見にて入院分の対象年齢を平成24年12月診療分より中学校3年生まで拡大する旨の発表がございました。本市におきましても保護者の方々のご負担を少しでも軽減できるよう対象年齢を中学校3年生までに拡大してまいりたいと考えております。</p> <p>A委員 助成件数及び助成費用について伺います。</p>
---	--	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>資料を拝見しますと、平成21、22、23年度の助成件数と助成費用がこの間増加しております。少子化により減少しているのではと考えていたのですが、人数は減っていても疾病の数が増えており、更に助成の要望が多いのか、この状況をどうとらえているのか伺います。</p> <p>事務局（子育て支援課長） 確かに対象人数及び助成費用が増加しておりますが、この間の平成22年12月にも助成対象の拡大がありました。それまでは就学前までの対象者を小学校3年生まで広げた改正を行ったことがこの増加の原因だととらえております。</p> <p>B委員 助成方法について伺います。 現物給付とはどのような給付方法なのかご説明ください。</p> <p>事務局（子育て支援課長） 助成方法は、現物給付と償還払いの2種類があります。 現物給付については、まず各対象者へ市から受給券を発行し、その受給券を持って医療機関で1回300円を支払い受診することとなっております。償還払いは、一旦支払っていただいて後日お返しすることとなっております。</p> <p>では、諮問事項1「子どもの医療費等助成事業の入院分助成年齢の拡大について」を諮問のとおり承認してよいかお諮りします。</p> <p>諮問事項1については、原案どおりとすることとなる。 （委員全員賛成）</p> <p>報告事項1 続いて報告事項1件目、平成24年度予算主要事業について、保健福祉部より説明願います。</p> <p>事務局（保健福祉調整課長）</p> <p>※資料に基づき説明</p> <p>C委員 新規事業①の高齢者外出支援事業について、詳細をご説明ください。</p> <p>事務局（津田沼・鷺沼ヘルステーション所長） 交付対象者は、市民税非課税世帯のうち、75歳以上の単身世帯の世帯主、また75歳以上の者のみで構成される世帯の世帯主、</p>
---	-------------------------	---

5	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>そして、75歳以上の者と障害者のみで構成される世帯の世帯主でございますが、既に障害福祉課において福祉タクシーを交付されている方は除くという内容で考えております。</p> <p>交付金額は、1枚500円の券を1か月3枚、平成24年7月から交付できるよう準備をすすめております。</p> <p>周知方法については、広報誌にてお知らせし、対象者へは市から個別に通知をするよう情報の周知について考えております。</p> <p>B委員 病院へ通う足が困っている方の話を多く聞きます。社会福祉協議会の支部活動に運転ボランティアがありますが、それを利用し通院している方がいらっしゃいます。残念ながらこの方は対象ではないようですが、対象となっている方でも利用しない方もいれば、これでは足りないほど利用する方もいるはずです。また、確かに本人が利用したか否かを確認することはこういった助成券の場合はとても困難ではないかと推察します。こういう問題が生じる可能性についても検討しながら交付していただきたいと思っております。</p> <p>D委員 年齢や障害の状況で交付世帯の線引きをすることはわかりましたが、対象者を更に広げることが可能でしょうか。</p> <p>事務局（保健福祉部次長） 今回新規の事業として平成24年7月から立ち上げるものですが、まずは高齢者の方々が家庭に引きこもらないようにしていただく、一つのきっかけになればと考えております。これで完璧であるとは考えておりません。</p> <p>E委員 他人への譲渡の問題が少し気になりますが、何か手立ては考えておりますか。</p> <p>事務局（津田沼・鷺沼ヘルスステーション所長） 障害福祉課において交付している福祉タクシー券は裏面に利用者の氏名を記載し使用することとなっています。同じシステムですので、同様には考えておりますが、さらに今後も知恵を出してまいります。</p> <p>F委員 縮小・廃止事業についてお伺いします。歯科保健事業の見直しとありますが市が民間事業者による在宅歯科診療がかなり普及したからと考えてのことなのか、今後民間事業者に委託し普及させていくつもりなのかどのように市がとらえているのか伺います。</p>
---	--	--

5	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>事務局（健康支援課主幹） 本事業は歯科診療がまだ往診を殆ど行っていなかった時代に始まったものです。現在は民間の事業者による訪問診療が増えてきたことと思いますが、市内の診療所においてもその傾向があります。市として民間に委託することではなく、市として在宅診療を取り入れることから手を引かせていただくという方針でございます。</p> <p>D委員 新規事業②の特別養護老人ホーム整備事業について伺います。運営整備する法人を選定するというのは、施設が増えるということなのか、どういう内容かご説明ください。</p> <p>事務局（高齢社会対策課長） 平成24年度から26年度までの3年間における計画内に位置づける特別養護老人ホームを整備運営する法人を公募し選定するにあたっての費用です。具体的には選定委員会の委員報酬になります。</p> <p>G委員 拡充事業のがん検診及び予防接種についてお伺いします。まず22年度、23年度の受診率を教えてください。またクーポン券配布により受診率の向上をはかるとのことですが、それ以外に何か考えている方法があるか伺います。</p> <p>事務局（健康支援課長） まず、がん検診についてですが、大腸がん検診は22年度の受診実績は25.8%です。平成24年度から大腸がん検診の無料クーポン事業を始めるにあたり、30%前後に向上させていく予定です。 予防接種についてですが、23年度より子宮頸がんワクチンの接種を始めたのですが受診率は60から70%となっています。ヒブ肺炎球菌ワクチンについても、50%近くの方々が1回目の接種を受けています。</p> <p>G委員 大腸がん検診について、30%まで向上させていくとのことですが、その状況でよしと考えているのか市の考えを伺います。</p> <p>事務局（健康支援課長） 現在国が暫定的に定めている目標値は50%です。大腸がん以外にも子宮がん検診、乳がん検診、胃がん検診、肺がん検診等ございますが、現段階での受診率は殆ど30%程度です。</p>
---	--	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>早期発見、早期治療が第1であり、市としてもこの受診率でよしとは思っておりません。平成24年度も引き続き受診へのPRに務めてまいります。</p> <p>E委員 子宮頸がんワクチンについてですが、対象となる中学生、高校生への周知はどのようにしておりますか。</p> <p>事務局（健康支援課長） 平成23年度に開始した時には、すべての対象者の方へ個別通知をいたしました。24年度に新1年生になる対象者へは5月下旬に個別通知をするよう準備しております。</p> <p>報告事項2 それでは、続いてこども部より、「平成24年度予算主要事業について」ご説明ください。</p> <p>事務局（こども政策課長） ※資料に基づき説明。</p> <p>E委員 現在における待機児童はどのくらいおりますか。</p> <p>事務局（こども保育課長） 平成24年4月の段階で37名程度の見込みです。</p> <p>E委員 将来的に待機児童の解消に向け設備の増強等市としてどのような対策を考えておりますか。</p> <p>事務局（こども政策課長） 本市に限らず都市部の各市町村が抱える問題ですが、逆に保育所をつくと需要が増えるという現象があります。潜在的なニーズの把握をして保育所の整備をしていくという国の考えが根底にあります。税と社会保障の一体改革につながる子ども子育て新システム、いわゆる幼稚園を使ったり民間のパワーも使ったりしながら保育所待機児童の解消につなげていくことが国全体の動きであると考えております。</p> <p>G委員 こども園が出来て人数が緩和されているということですが、現在一時保育を利用する方が多いと聞きます。一時保育の充実を図り、より利用しやすいように考えていただきたいと思っております。</p>
---	-------------------------	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>事務局（こども政策課長） 一時保育は非常に人気があります。現在谷津保育所、大久保保育所、東習志野こども園の3か所で行っておりますが、月初めにすぐ定員に達してしまいます。市では今後、平成24年度より開園する杉の子こども園、平成26年度開園予定の袖ヶ浦こども園においても一時保育施設を開所し充実を図っていく予定です。</p> <p>A委員 新規事業の②災害対応事業について伺います。 原発事故に伴って毎月の食材の放射性物質検査をしているということですが、セシウムは半減期が30年と長いのに比べ、ヨウ素I-131は半減期がかなり短いと思うのですが、測定しても検査値として出てこないのではないのでしょうか。</p> <p>事務局（こども保育課長） 毎月5品目を千葉県薬剤師検査センターへ依頼しております。翌月使用する食材で産地等勘案しまして保育所にて使用する食材を検査しています。現在のところ下限値までの部分で出ておりません。</p> <p>報告事項3 報告事項3「ひとり親家庭自立支援給付金事業の支給期間及び支給額の改正について」をこども部より説明してください。</p> <p>事務局（子育て支援課長） ※資料に基づき説明</p> <p>なお、現在6名の方が資格取得のために受けておりますが、准看護師、作業療法士、歯科衛生士、鍼灸あん摩士、保育士の各資格取得にむけて取り組んでおります。</p> <p>報告事項4 最後に、「平成24年度保健福祉部における機構改革について」事務局よりお願いします。</p> <p>事務局（保健福祉調整課長） ※資料に基づき説明</p> <p>D委員 24年度の機構改革によって、ヘルスステーションの位置づけが変わり、包括支援センターや保健師が高齢者支援課へ集約されるとのことでありますが、高齢者相談員はもともとヘルスステーシ</p>
---	-------------------------	--

5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>ョンへ出向き様々な相談をしていた関係上、各地域にちらばっていた拠点を失うこととなります。もちろん高齢者支援課へ行けばよいのですが、東や西に活動地点を持つ相談員にとってはやはり不便になったと思わざるを得ない部分があります。足のない方もおりますので、直接話すことから電話による顔の見えない相談関係が起り得るのではないかと危惧しており、それを不安に思う相談員の声も聴きます。高齢者相談員を代表して市の見解をお伺いします。</p> <p>事務局（保健福祉部次長） まず、地域包括支援センターについては、平成24年度も各ヘルスステーションにございます。資料の矢印は地域包括支援センターを取りまとめる部署が高齢者支援課になるという意味でございますので今後も各ヘルスステーションにお越しただければ今まで通りご相談をお受けすることが出来ます。また、高齢者相談員の活動拠点であるヘルスステーションと行政との連携をいかにしていくかということについてですが、資料にありますとおり今回保健師や高齢者のケースワーカーが高齢者支援課に集約されますが事務職員は常駐いたします。これから高齢者相談員の方々とヘルスステーションの新しい関係をどのように構築していくか、どのようにヘルスステーションを活用し行政と連携していくかについては十分にご相談をさせていただきながら進めて参りたいと考えております。</p> <p>他特にご意見なければ これをもちまして第3回福祉問題審議会を閉会といたします。 本日はありがとうございました。</p>
6	問い合わせ先	<p>所 管 課 名：保健福祉調整課 電 話 番 号：047（453）9243 F A X 番 号：047（453）9309</p>